

## 神奈川医療情報システム研究会 会則

### 【名称】

第1条 本研究会の名称を「神奈川医療情報システム研究会」(KSMIS ; Kanagawa Society of Medical Information System) とする。

### 【目的】

第2条 本研究会の目的は次に掲げるものとする。

- (1) 医療情報システムを安全に運用および管理するために必要な知識及び技術を習得し、その向上を図る。
- (2) 他地域の関連研究会及び学会と協調及び連携し、相互の発展に寄与する。
- (3) 会員相互の情報交換及び親睦を図る。

### 【事業】

第3条 本研究会は前項の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 研究会の開催。
- (2) 会員相互の情報交換の機会を設定。
- (3) その他、本研究会の目的を達成するための事業。

### 【事務局】

第4条 本研究会の事務局を代表世話人の指定する施設におく。

### 【会員】

第5条 会員は本研究会の趣旨に賛同する者とする。

### 【役員・運営】

第6条 本研究会役員として、代表世話人1名および若干名の世話人をおく。

第7条 本研究会の運営は世話人会が行い、代表世話人が総括する。

第8条 世話人会は世話人が集合して行う会議の他、メール等を利用した電子会議を行うことができる。

第9条 本研究会の経費は、研究会の参加費、およびその他の収入をもってこれにあてる。

### 【会則の変更】

第10条 本会則は、世話人にて構成される世話人会にて変更することができる。

### 附則

本会則は平成25年7月1日より施行する。